

第3次八女市環境基本計画策定業務委託 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、八女市環境保護条例で目指す「健康で快適な市民の福祉増進に寄与すること」の実現に向け、平成29年3月に策定した八女市環境基本計画（以下、「第2次環境基本計画」とする）の計画期間（平成29年度から令和8年度）が終了するにあたり、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的に計画し、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の実現のための基本的な計画である第3次八女市環境基本計画（以下、「第3次環境基本計画」とする）を策定することを目的とする。

なお、第3次環境基本計画は、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包する計画として策定する。

2 委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

3-1 令和7年度業務

(1) 策定方針の検討

第3次環境基本計画策定にかかる基本的な方針を検討・整理するとともに、委託者や受託者など関係者の作業の進め方を示した業務計画書を作成する。

(2) 第2次環境基本計画の総括

委託者が毎年作成している「八女市の環境」などの既存資料や八女市環境審議会からの提言の実施状況をもとに、第2次環境基本計画に示す施策や成果指標の達成状況を整理し、第2次環境基本計画を総括する。

(3) 環境データの整理

本市の地域特性を把握するために、生活環境、地球環境（気候変動影響を含む）、自然環境、快適環境とそれらを支える市民協働による環境保全の各分野において、第3次環境基本計画に反映する必要がある環境データを収集・整理する。

(4) 最近の環境情勢や国・県等の動向の整理

第2次環境基本計画策定後の社会経済情勢の動向を把握・整理するとともに、国・県等の環境政策の動向や関連計画についても調査・整理する。

また、第5次八女市総合計画など、第3次環境基本計画に反映すべき本市の関連計画を整理する。

(5) 市民及び事業者の意識調査

① 市民アンケート調査

第2次環境基本計画策定後の市民の意識や取組状況の変化を把握するために、18歳以上の市民1,000人を抽出し、郵送法によるアンケート調査を実施する。受託者は、アンケート調査票の作成・印刷、封入・封緘、発送・回収、回収調査票の入力・集計、分析を行う。

なお、個人情報保護の観点から、対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は、委託者が行うものとする。

② 事業者アンケート調査

第2次環境基本計画策定後の事業者の意識や取組状況の変化を把握するために、市内事業所200社を抽出し、郵送法によるアンケート調査を実施する。受託者は、アンケート調査票の作成・印刷、封入・封緘、発送・回収、回収調査票の入力・集計、分析を行う。

なお、個人情報保護の観点から、対象事業所の抽出及び宛名ラベルの作成は、委託者が行うものとする。

(6) 調査結果の取りまとめと課題の整理

(2)～(5)の各種調査結果を取りまとめて課題を整理し、令和7年度の成果報告書として取りまとめる。

(7) 各種会議の運営支援

① 八女市環境審議会の運営支援

八女市環境審議会の会議資料作成を支援するとともに、会議（2回）に出席し、資料説明、第3次環境基本計画に関する審議会委員の提案、助言等を取りまとめるなど、会議の運営に必要な支援を行う。また、会議報告書（議事録）を作成、提出する。

② 八女市環境基本計画策定委員会の運営支援

八女市環境基本計画策定委員会の会議資料作成を支援するとともに、会議（2回）に出席し、資料説明、第3次環境基本計画に関する庁内関係課の提案、意見等を取りまとめるなど、会議の運営に必要な支援を行う。また、議事録を作成、提出する。

(8) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとし、打合せ・協議を3回程度行い、打合せ記録簿を作成、提出する。

3-2. 令和8年度業務

(1) 環境関連施策・事業等調査

令和7年度に整理した八女市の環境課題を踏まえて、環境の保全及び創造のために必要な各種施策・事業の今後の実施予定及び成果指標を把握するため、庁内各課を対象に環境関連施策・事業等調査を実施する。受託者は調査票の作成及び回収された調査票の整理、第3次環境基本計画への反映方針を検討する。なお、調査票の関係各課への配付・回収は委託者が行うものとする。

(2) 第3次環境基本計画素案の作成

環境関連施策・事業等調査結果をもとに委託者と協議しながら、第3次環境基本計画素案（事務局案）を作成し、これを八女市環境審議会及び八女市環境基本計画策定委員会に諮り、審議会委員からの提案・助言や庁内関係課の意見を反映した第3次環境基本計画素案を作成する。

(3) パブリックコメントの支援

幅広い市民の意見を聞き、それをできるだけ第3次環境基本計画に反映させるために、計画書の素案段階におけるパブリックコメントを実施する。受託者は寄せられた意見に対する対応方針の検討支援を行う。

(4) 第3次環境基本計画及び概要版の作成

パブリックコメントによる市民意見や八女市環境審議会の審議結果及び八女市環境基本計画策定委員会における検討結果に基づき、第3次環境基本計画を作成する。あわせて、その概要を示した第3次環境基本計画概要版を作成する。また、八女市の将来を担うこどもたちへ第3次環境基本計画の内容を分かりやすく伝えるための第3次環境基本計画概要版（こども用）を作成する。
※概要版には音声コードを作成すること。

(5) 各種会議の運営支援

① 八女市環境審議会の運営支援

八女市環境審議会の会議資料作成を支援するとともに、会議（3回）に出席し、資料説明、第3次環境基本計画に関する審議会委員の提案、助言等を取りまとめるなど、会議の運営に必要な支援を行う。また、会議報告書（議事録）を作成、提出する。

② 八女市環境基本計画策定委員会の運営支援

八女市環境基本計画策定委員会の会議資料作成を支援するとともに、会議（3回）に出席し、資料説明、第3次環境基本計画に関する庁内関係課の提案、意見等を取りまとめるなど、会議の運営に必要な支援を行う。また、議事録を作成、提出する。

(6) 打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとし、打合せ・協議を3回程度行い、打合せ記録簿を作成、提出する。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを作成し、提出する。

<令和7年度>

- (1) 市民及び事業者アンケート調査票 3部 (A4判、モノクロ)
- (2) 令和7年度の成果報告書 3部 (A4判、カラー)、簡易製本
- (3) 成果物に使用した各種引用データ、集計データ等 (Excel ファイル、Word 文書等) 一式
- (4) 上記成果物(1)～(2)に係る電子データ (PDF ファイル、Word 文書等) 一式

<令和8年度>

- (1) 第3次八女市環境基本計画 100部 (A4判、カラー、100ページ程度)
- (2) 第3次八女市環境基本計画 概要版 100部 (A4判、カラー、12ページ程度、音声コード、半円切り欠き加工したもの)
- (3) 第3次八女市環境基本計画 概要版 (こども用) 1,000部 (A4判、カラー、12ページ程度、音声コード、半円切り欠き加工したもの)
- (4) 成果物に使用した各種引用データ、集計データ等 (Excel ファイル、Word 文書等) 一式
- (5) 上記成果物(1)～(3)の電子データ (PDF ファイル、Word 文書等) 一式

5 準拠法令

本業務の実施に当たっては、本仕様書による他、各種関係法令及び計画に準拠することとする。

6 貸与資料

本業務の実施に当たり、必要な資料は委託者から貸与する。受託者は責任を持って貸与された資料を管理し、汚損や紛失等が無いようにその取り扱いには万全の注意を払うこととする。また、受託者は、作業終了後速やかに返却することとする。

7 業務完了報告、検査

本業務完了時には、「4 成果品」に示す成果品とともに、業務完了報告書 (本市様式)、経費明細書 (計算書) を提出すること。なお、納入された成果品を検査した結果、不備が認められた場合は、受託者の負担において速やかに不備を解消し、修正した成果品を再度納入すること。

8 問い合わせ先、納入場所

八女市役所 市民部 環境課 環境保全係

電話（直通）0 9 4 3－2 3－1 4 6 2

E-mail kankyou@city.yame.lg.jp